

令和4年度 第1回門真市社会教育委員会議 議事録

会議名称	令和4年度第1回門真市社会教育委員会議
開催日時	令和5年3月23日(木) 午前10時30分～午前11時15分
開催場所	門真市立公民館 講義室
出席者	(委員) 萩原委員・横山委員・木下委員(欠席)・宮田委員・満永委員・ 白土委員・北野委員 (事務局) 水野部長・山次長・清水課長・森井課長補佐・寺西課長補佐・ 西口主任
案件	1. 議長・副議長について 2. 社会教育関係団体への補助金等の交付について 3. 門真市社会教育関係団体の登録認定について 4. その他

【事務局】

それでは定刻となりましたので、令和4年度第1回門真市社会教育委員会議を開催いたします。開会に先立ちまして、資料の確認をいたします。

まず、会議の次第でございます。

次に、「配席図」でございます。

次に、「門真市社会教育委員名簿」でございます。

資料1 「社会教育法(抜粋)」

資料2 「門真市社会教育委員条例」

資料3 「門真市社会教育委員会議運営要領」

資料4 「関連法令抜粋」

資料5 「令和5年度 社会教育関係団体 補助金等交付一覧」

資料6 「社会教育関係団体の登録に関する要綱」

資料7 「門真市社会教育関係団体について」

資料8 「令和4年度 門真市社会教育関係団体登録申請団体一覧」

資料9 「門真市社会教育関係団体登録認定団体一覧」

資料10 「選定結果表」

以上です。

資料に不足はございませんでしょうか。

不足等がある場合は挙手にてお知らせください

次に、本日ご出席いただいている委員のみなさまを名簿順にご紹介いたします。

資料のうち委員名簿をご覧ください。

大阪樟蔭女子大学教授の <sup>はぎはら まさや</sup> 萩原 雅也 委員でございます。

大阪国際大学教授の <sup>よこやま まこと</sup> 横山 誠 委員でございます。

大阪大谷大学教授の <sup>きのした</sup> 木下 みゆき 委員につきましては本日ご欠席のご連絡をいただいております。

大阪府立門真なみはや高等学校校長の <sup>みやた こうしろう</sup> 宮田 幸四郎 委員でございます。

門真市立小・中学校長会より、門真市立砂子小学校校長の <sup>みつなが せいいち</sup> 満永 誠一 委員でございます。

門真市人権擁護委員の <sup>しらつち きよはる</sup> 白土 清治 委員でございます。

門真市青少年指導員の <sup>きたの やすお</sup> 北野 泰男 委員でございます。

皆様、本日はよろしくお願いいたします

次に事務局の出席者を紹介いたします。

こちらに座っておりますのが事務局の職員でございます。

よろしくお願いいたします。

門真市社会教育委員会議運営要領におきまして、本会議の開催は、委員の過半数の出席を必要としております。

本日は委員7人中、6名の出席により、本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。

本日の進行については、お手元の次第のとおりでございます。

案件1において議長が決定するまで、引き続き事務局が進行させていただきますのでご了承ください。

なお、門真市社会教育委員会議運営要領に基づき、会議は公開するとしておりますが、不開示情報に該当する情報を審議する場合には、議長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっていることを申し添えます。

本日は、昨年8月の委嘱後、はじめての会議になりますので、あらためて社会教育委員の職務等に関してご説明いたします。お手元の資料のうち、資料1「社会教育法（抜粋）」と資料2「門真市社会教育委員条例」をご覧ください。

門真市では、社会教育法第15条「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる」という規定に基づき門真市社会教育委員条例を定め、同条例第2条に掲げる「学識経験のある者」、「学校教育の関係者」、「社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の中から、門真市社会教育委員として2年間の任期で委嘱させていただいております。

社会教育委員の職務につきましては、社会教育法第17条において「社会教育に関する諸計画を

立案すること」、「定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること」、「これらの職務を行うために必要な調査研究」などが挙げられております。

社会教育委員は、社会教育委員制度の歴史的な経緯から、個々の委員として職務を行う場合と、会議を開いて合議体として職務を行う場合の両方が想定されています。その他の審議会などの委員には見られない個々の委員としての権能を有することなどから、本市の教育行政において社会教育委員の役割が重要なものであると認識しております。以上です。

#### 【事務局】

本件について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

#### 【事務局】

それでは、次に案件1、議長及び副議長の決定を行います。資料3、門真市社会教育委員会会議運営要領第2条に基づき、議長又は副議長は、委員の互選により定めるとしていることから、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思っております。どなたかご意見をいただけますでしょうか。

#### 【満永委員】

議長及び副議長は、これまでも学識の方に担っていただいていたので、今回もそのような形ではいかがでしょうか。具体的には、議長には、大阪樟蔭女子大学教授で、前回の門真市社会教育委員会会議でも議長を務めていらっしゃった大阪樟蔭女子大学教授の萩原雅也委員を、副議長には、これまでも社会教育委員を務められてこられた大阪国際大学教授の横山誠委員を推薦いたしますが、いかがでしょうか。

#### 【事務局】

ありがとうございました。ただいま、議長には萩原雅也委員を、副議長には横山誠委員をというご意見がございましたが、いかがでしょうか。

本件について賛成の方は拍手をお願いいたします。

(拍手多数)

ありがとうございました。それでは、賛成多数により、門真市社会教育委員会会議の議長を萩原雅也委員、副議長を横山誠委員に決定いたします。

それでは、萩原委員、横山委員はそれぞれ議長席、副議長席に移動をお願いいたします。

これ以降の進行を議長をお願いいたします。

#### 【萩原議長】

みなさん改めまして宜しくをお願いいたします。

それでは、案件2：社会教育関係団体への補助金等の交付について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

案件2「社会教育関係団体への補助金等の交付について」、関連する法令等を交えてご説明いたします。

資料4「関連法令等抜粋」をご覧ください。

社会教育法第12条において、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的な支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならない」とありますが、交付予定の補助金は社会教育関係団体の行う事業に対し補助するもので、補助金交付によって不当に統制的な支配を及ぼすものではなく、その事業に干渉を加えるものでもございません。

また、本来、憲法第89条において、「公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業」に対して公金の支出は禁止されておりますが、過去の中央教育審議会の答申において、憲法にいう「教育の事業」に該当しない事業として、資料の一番下「補助対象の範囲等」に記載しております、ア〜クの事業のとおり示されております。

資料5「令和4年度 社会教育関係団体 補助金等交付一覧」をご覧ください。資料に掲げる社会教育関係団体への補助対象事業につきましては、ア〜クの事業のいずれかに該当することから、憲法第89条にも抵触しないものと認識しております。

以上を踏まえ、社会教育法第13条、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し、補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員会議の意見を聴いて行わなければならない」との規定に基づき、委員のみなさまにご意見をお伺いいたします。

なお社会教育関係団体への補助金交付については、次の案件である「門真市社会教育関係団体の登録」の有無にはかかわりません。先ほどご説明申し上げました、社会教育法第12条や憲法第89条など、法的な観点から見て、これらの規定に抵触していないかどうか確認し、あくまで主として社会教育活動を行う団体に対し補助金を交付いたします。

それでは、あらためて資料5をご覧ください。

令和5年度の補助金等交付予定の団体、補助対象事業、補助対象経費、予算等を記載しております。上から順に読み上げさせていただきます。

はじめに、門真市PTA協議会の「研究発表大会事業」・「生活指導委員会講演会事業」・「文化交流委員会事業」に対し、門真市PTA協議会補助金として、20万円予算計上しております。

門真市青少年育成協議会連合会の「青少年の健全育成を目的に実施する青少年非行防止市民決起大会事業」・「青少年の健全育成に寄与することを目的とする事業」に対し、門真市青少年育成協議会連合会補助金として、10万円予算計上しております。

各小学校区青少年育成協議会の「青少年の健全育成を目的に実施する校区パトロール活動に

関する事業」・「青少年の健全育成を目的に実施する校区清掃活動に関する事業」・「青少年の健全育成にかかる研修及び啓発活動に関する事業」・「その他青少年の健全育成に関する事業」に対し、各小学校区青少年育成協議会補助金として、30万円予算計上しております。

門真市子ども会育成連合会の「各種スポーツ大会事業」・「ジュニアリーダー養成事業」・「文化芸術啓発事業」・「研修会事業」・「大阪府子ども会育成連合会及び北河内ブロック子ども会育成連合会に対する負担金」に対し、門真市子ども会育成連合会補助金として、20万円予算計上しております。

門真市スポーツ少年団の「門真市スポーツ少年大会事業」に対し、門真市スポーツ少年大会補助金として、10万円予算計上しております。

同じく門真市スポーツ少年団の「講習会事業」に対し、門真市スポーツ少年団本部補助金として5万円予算計上しております。

門真市体育協会の「研修会事業」に対し、門真市体育協会補助金として、2万円予算計上しております。

門真市校区体育祭実行委員会の「門真市校区体育祭事業」に対し、門真市校区体育祭補助金として校区内の世帯数に比例した方法で補助金額を算出し、12校区合計で185万5千円予算計上しております。

最後に、門真市文化協会の「文化芸術事業」に対し、門真市文化協会補助金として、15万円予算計上しております。

いずれの団体も補助対象経費につきましては、補助対象となる事業の実施に要する経費となっておりますが、総会や懇親会、役員の報酬及び食糧費は補助対象外となります。

また、交付の上限額については予算の範囲内となっております。以上でございます。

#### 【萩原議長】

ありがとうございました。それでは、案件2「社会教育関係団体への補助金等の交付」について、ご質問やご意見はございますか。

#### 【北野委員】

コロナ禍で大変だったかと思いますが、補助対象事業の中で交付されなかった事業はございますか？

#### 【事務局】

一旦、交付はしておりますがコロナの影響で開催されていない、返金されるであろう事業一つ目はPTA協議会であります。それから二番目の青少年育成協議会連合会についてもコロナの影響で補助金申請がございませんでした。それ以外ですね、門真市スポーツ少年団も4年度は中止となっております。

#### 【横山副議長】

門真市スポーツ少年大会補助金と門真市スポーツ少年団本部補助金について、これは同じ団体への補助金ですよね。この団体だけ、項目を分けて申請している理由というのは何かあるのでしょうか

か?

**【事務局】**

スポーツ少年大会補助金につきましては、毎年スポーツ少年団の方の各部会がございまして、そちらで大会を行っておりますので、そちらに対して補助金を交付しております。本部補助金の方につきましては、子どもたちの中でリーダー養成をすることということで、リーダー養成講習会と、指導者の研修会というような形で救急救命講習などをやっていただいている分に対して交付をしている補助金となりますので、二つの項目になっております。

**【横山副議長】**

では、申請時に申請団体と事務局の双方で、そのように分けて申請するということを確認済みであるということですね。

**【事務局】**

そうです。

**【横山副議長】**

わかりました。ありがとうございます

**【萩原委員長】**

私の方から二点ほど、今横山副議長の方から質問ありましたとおり、本来事業補助であるという風になっているんですけど、団体そのものへの補助金の名目上見えるので、こちらは今後例えば「スポーツ少年団本部事業補助金」だとか「本部講習会事業補助金」とか事業名を入れて頂いた方がやはり何かと誤解はないかなと思います。今後ご検討いただきますようお願いいたします。内容上はそれぞれの事業に補助しているということで問題ないと思いますが、名称だけ見ますと団体補助していると受け捉えかねないので、そのあたりを今後ご検討頂ければなと思います。

**【事務局】**

適切な時期に検討させていただきます。

**【萩原委員長】**

もう一点は4番目のですね、補助対象事業の5番目に大阪の府こ連と北河内グループの負担金が入っているんですけどもこちらは何か理由があるんですか。他の市Pや府Pとかの負担金もあると思うんですけどもこちらだけ名目に負担金が謳われている理由はあるんでしょうか。

事業補助という形であるのであれば、この負担金はちょっと馴染みにくいかなと。負担することによってその事業を実施できるとかの名目がないとやはり負担金そのものは団体が自発的に徴収してやるべきものだと思いますので、またこれも今後検討をお願いいたします。

他にご意見はございますか。とくにご意見がないようでしたら、この交付については異議なしということにさせていただきたいと思います。

それでは、案件3「門真市社会教育関係団体の登録認定」について、事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

案件3「門真市社会教育関係団体の登録認定」についてご説明いたします。

資料6「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」、資料7「門真市社会教育関係団体について」、資料8「門真市社会教育関係団体登録 申請団体一覧」、資料9「門真市社会教育関係団体登録認定団体一覧」をお手元にお出してください。

まず、資料6「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」、資料7「門真市社会教育関係団体について」をご覧ください。

本制度は、学習や文化、スポーツ、ボランティア活動など、自主的、自律的な活動を行っている団体を対象に、その活動を活性化し支援する基盤の整備をすること、そしてそれらをとoshi市全体の生涯学習の発展・振興を図ることを趣旨としております。

登録要件としては、社会教育活動をしており、資料6の第2条に掲げる要件を満たすことが必要であるため、社会教育法第10条において規定されております、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」という、社会教育関係団体の定義に当てはまる団体であっても、要件を満たさないなどの理由により登録されていない団体もいらっしゃいます。

なお、本制度に登録していただくことのメリットといたしましては、資料7の下部にある枠かこみの①市内公共施設使用料の減免、②市と団体相互の情報発信、③今後の連携に繋げるためのネットワーク作りなどがございますので、本制度をとoshした社会教育の振興のため、要件は満たしているものの登録されていない団体への声掛けや、ホームページへの掲載などを通じて、引き続き本制度の促進を図ってまいります。

団体登録にあたりましては、資料6の第3条に定めておりますとおり、申請書に加え、団体の規約又は会則、役員・会員名簿、事業計画書及び事業報告書、予算書及び決算書を提出していただいたうえで、社会教育委員会議に諮り登録を認定されることが必要であり、現在門真市

社会教育関係団体として登録されている団体は、資料9でお示ししております26団体でございます。

登録の有効期間は登録証の交付の日から3年以内であり、有効期間満了後、引き続き登録を希望する団体は更新手続きをしていただく必要がございます。

この度、令和5年3月31日をもって登録有効期限を迎える団体は6件あり、6件全ての団体から更新の申請がありました。当該団体については資料8でお示ししております。

つきましては、資料6「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」の第4条、「登録の可否については社会教育委員会議に諮り、決定するものとする」という規定に基づきまして、社会教育委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

なお、申請のあったすべての団体について、登録の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

資料8をお手元にお出してください。

上から順に申請のありました団体名を読み上げさせていただきます。

まず「門真市青年協会」、次に「門真市音楽協会」、次に「門真市空手道協会」、次に「門真はすねクラブ」、次に「門真市立第三中学校 PTA」、最後に「門真市立速見小学校 PTA」の計6団体でございます。

それぞれ団体の目的や活動実績等も記載しておりますので、参考までにご覧ください。

それでは、全ての団体が登録要件を満たしておりますので、このまま登録の決定の手続きを進めさせていただいてよろしいか、ご意見をいただけたらと思います。

**【萩原議長】**

ありがとうございました。ただ今、案件3「門真市社会教育関係団体の登録認定」について、事務局より説明していただきましたが、ご意見やご質問はございますか。

**【横山副議長】**

すみません一点よろしいでしょうか。団体がされている活動については特に意義はないんですけども、各団体の事業運営の中で補助金事業のみ行っている団体とかではないですよという確認です。あとは、議長がおっしゃったように団体に対して補助をして補助金だけで運営されているような団体であれば広く社会教育を担っていると言えるのかどうなのか、というような点もございしますので、自主運営がしっかりできている団体かどうかという点についてちょっと確認させていただきたいなと思います、いかがでしょうか。

**【事務局】**

そのような団体につきましては資料にありますとおり、会費を頂戴しておりますし、あとは会計を自己財源及び会計独自の経理を有するということがあり、それも確認しておりますので問題ないかと思えます。

**【横山副議長】**

ありがとうございます。

**【宮田委員】**

この登録団体ですね、門真市内中学校もいろいろあると思うんですけどその中で第三中学校さんの関係の方が登録されているとか小学校もたくさんあると思うんですけど速見小学校の PTA さんだけが登録されているというのは、PTA の団体は一個までとか、そのような内規があったりするのでしょうか。

**【事務局】**

そのような PTA を規制するような内規は一切ございません。あくまでそれぞれの団体さんが必要であると判断された際はその時に申請していただいております。

**【宮田委員】**

必要としている PTA 団体がたまたま中学校 1 校、小学校 1 校という認識でよろしいでしょうか。

**【事務局】**

はい。

**【宮田委員】**

わかりました。

**【萩原議長】**

あの、宮田委員からご質問頂いたのが、よくこの社会教育委員会でも話題になるんですけども、校区の青少年育成協議会もそうですかね、校区ごとに登録されているところとそうでないところとあって。今後新しい施設もできますよね、そこの利用についての減免措置がこのまま継続されるということになると、たくさん校区から申請が出てきたり、あるいは事務手続きが煩雑だという理由などから出てこないところもあったりすると思うんです。そのような濃淡がつくのはあまりよくないんじゃないかなと思います。例えば、青少年育成協議会は市として団体申請されていて、それが受理されているのであれば各校区ごとの団体については、同じ対応ができるという風に内規で定めておくというのはいかがでしょうか。今後ご検討いただけたらなと思います。PTAについても市Pとしても登録団体に入っているので、当然その構成団体であれば各単位PTAについては同じような対応をするというように内規に定めておけば、それぞれ個々の団体が、それぞれの判断で決める必要性はないかなと思います。でもそのことによって各単PTAの活動を社会教育会議として見れないというデメリットもあるんですけども。それぞれのPTAの意向によって濃淡が出るのではなくて、単位PTAの活動を社会教育の活動として支えていくという意思表示にもなるのではないのでしょうか。市全体の協議会が協力団体として認められている場合についてはそれぞれの構成団体については減免措置を含めて同じ対応をするという内規を定めたらどうかと思いますのでご検討いただけたらと思います。その際に例えば、単位PTAについては委員名簿と各年度の会計についてはちゃんと把握しておくというのは必要になってくるかもしれません。実体のないところをやる必要はないと思うんですけども。今後は人口の減少とかでそれぞれの地域の活動がやりにくくなっていく状況が想定されますので、そういうのを下支えするという意味で、わざわざこの事務手続きをしてもらう必要なく、市全体として認めている団体の構成団体については認める、という方向性で一度、市内部でもご議論いただけたらなと思います。

**【萩原議長】**

他にご意見、ご質問ないようでしたら、異議なしということで登録の決定の手続きを進めていただくということで、よろしく願いいたします。

では案件3は以上とさせていただきます。

それでは次に、事務局よりその他案件について説明をお願いいたします。

**【事務局】**

事務局より2点ご説明いたします。

まず、「門真市生涯学習推進基本計画」についてでございます。本計画は平成26年度から令和5年度までが計画期間となっており、来年度末をもって計画が満了となりますが、現在建設計画中の(仮称)門真市立生涯学習複合施設をはじめ、市内のまちづくりの進捗状況などを含めた生涯学習

環境が大きく変わることとなりますので、適切な時期に計画の見直しを図り、当面の間はこれまでどおり本計画の理念や方向性を踏まえつつ、取組を進めてまいりたいと考えております。つきましては、委員の皆様においては、門真市生涯学習推進基本計画を当初の計画期間から当面の間延長することをご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、昨年度の社会教育委員会議でもご報告いたしました「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設建設事業」についてでございます。なお、本市の社会教育施設は現在市長の所管となっており、社会教育委員会議の所管外ではありますものの、これまで各般にわたりご意見を頂いておりましたので、本年度の状況についてご報告いたします。

資料 10「選定結果表」をご覧ください。生涯学習複合施設の整備にあたりましては、今年度は、基本設計業務の完了後、施設の実施設設計業務及び施工業務について、設計施工一括発注方式により事業者を公募いたしましたところ、選定委員会において、「(代表企業) 株式会社大林組大阪本店、(構成企業) 株式会社久米設計大阪支社」が選定されましたのでご報告いたします。来年度は、建設に向けて詳細な設計を行う実施設設計業務を進めてまいります。

報告は以上でございます。

#### 【萩原議長】

ありがとうございました。事務局より「生涯学習推進基本計画」に関して当面の間の期間延長についての説明と、「生涯学習複合施設整備」の件でご報告いただきました。事務局提案の「生涯学習推進基本計画」を当面の間延長することにご意見やご質問はございますか。

#### 【萩原議長】

他にご意見、ご質問ないようでしたら、異議なしということで本委員会は「生涯学習推進基本計画」を当面の間延長することを承認します。

他にご意見等ないようでしたら、これをもちまして、令和4年度第1回門真市社会教育委員会議を閉会いたします。